

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二八年一月二六日法律第六号)

一、提案理由（平成二八年一月一三日・衆議院法務委員会）

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平二八法五）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（平成二八年一月一四日）

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平二八法五）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（平成二八年一月二〇日）

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平二八法五）の委員長報告と一括して掲載）